

逗子市亀が岡自治会規約

令和6年9月8日自治会総会改訂承認

第1条（名称）

本会は、逗子市亀が岡自治会（以下「本会」という）とする。

第2条（目的）

本会は、会員がより安全で安心な住み良い環境の下で生活できるよう会員の声を反映した諸活動を行い、会員相互の理解と親睦を図ることを目的とする。

第3条（構成）

1. 本会は、本自治会管理地区（小坪1丁目11番地～33番地）及び小坪2丁目13番地1～7特別編入地区居住者で且つ自治会加入者である個人で編成される。
構成員である会員は本会で定める事項を記入した書面による届出をしなければならない。
本会は、正当な理由がない限り、当該区域の居住者の加入を拒んではならない。
2. 本会は、本自治会管理地区（小坪1丁目11番地～33番地）及び小坪2丁目13番地1～7特別編入地区において住所を有し自治会活動を賛助する団体および法人は、賛助会員となることが出来る。ただし、賛助会員は議決権を有しない。賛助会員は事務局の定める事項を記入した事項を記入した書面による届出をしなければならない。

第4条（事務局所在地）

本会の事務局を逗子市小坪1丁目30番地－1の亀が岡自治会館内に置く。

第5条（会費）

本会は、第2条の目的達成のため、会員より会費を徴収する。徴収金額及び徴収方法は総会で決定される。

第6条（権利・議決権）

会員は、会費を納める1世帯につき1票の議決権と本会の諸施設を利用する権利を有する。

第7条（会員資格の喪失）

会員が、退会もしくは転出した場合は会員資格を喪失する。退会もしくは転出する時は、本会で定める事項を記入した書面による届出をしなければならない。

会員が次のいずれかに該当するときは、届出がなくとも退会したものとみなす。

1. 本会の当該区域に居住しなくなったとき（転出したとき）
2. 死亡などにより世帯住居者が不在となったとき
3. 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

会員がその所有する宅地、建物を譲渡又は転貸したとしても引き続き居住を継続し、且つ退会しない場合は会員がその義務を負担継続する。

第8条（役員）

本会は、役員として会長1名、副会長1名ないし2名、事務局長1名、副事務局長1名、役員若干名、会計役員1名、会計監査員1名を置く。

第9条（役員の選出）

役員は会員の中から選出され総会において承認される。

役員の任期分担は役員会での互選により行われる。

ただし、会計監査員は前年度役員の中から選出する。

第 10 条（役員の権限及び任務）

役員は別途定める規定に基づき業務を行う。

1. 会長は本会を代表して、その業務を掌握し、会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 事務局長は事務を統括し、必要事項を処理し総会に報告する。
4. 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長不在の時は、その職務を代行する。
5. 会計役員は本会の会計を掌握する。
6. 役員は本会の業務を分掌する。
7. 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
8. 役員会管理事務を有償で特定の業者又は第三者に委託することが出来る。

第 11 条（役員の任期及び退任）

1. 会長就任者は 1 年目副会長、2 年目会長とする。
2. 事務局長就任者は 1 年目副事務局長、2 年目事務局長とする。
3. 上記 1， 2 項以外の役員の任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。
4. 役員が退任しようとする時は役員会で承認を得て退任できる。

退任による補欠又は増員による役員については、役員会の承認を得て任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条（役員会）

1. 役員会は会長、副会長、事務局長、役員及び会計役員をもって構成され、総会又は班長会の決定事項及び本会の日常業務を執行する。
2. 役員会は、役員の 2 / 3 の出席をもって成立し、その議事は出席役員の 2 / 3 の賛成を得てこれを決定される。
3. 役員会は、必要に応じて活動テーマを具申し、役員会における 2 / 3 以上の賛成をもって専任組織を設立し、その活動を委嘱することが出来る。

専任組織は、活動に先立ち、活動目的・内容・活動期間・活動費用その他必要事項を書面にて役員会に提出し役員会の承認を得なければならない。

第 13 条（総会の招集）

総会を招集するには会日より少なくとも 10 日前に会議の目的たる事項を示して会員に通知をしなければならない。

第 14 通常総会は毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長がこれを招集し開催する。

第 15 条（臨時総会）

臨時総会は会長が必要であると認めた場合これを招集する。但し、全会員の 1 / 3 以上の会員が会議の目的たる事項及び召集の理由を明示して会長に召集を請求したときは会長は遅滞なく総会を招集しなければならない。

第 16 条（総会の構成、成立及び議決）

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 総会は各班の新旧 2 名の班長と会員（委任状を含む）の過半数で成立する。
3. 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 17 条（班構成と班長の任務）

1. 本会は第 2 条の目的を達成するために班構成を行う。
2. 班の構成は地域及び会員数を勘案し役員会で決定する。
3. 班長の主たる任務

- イ) 会員からの問題提起等の提案事項があった場合役員会に提案する。
- ロ) 役員会及び事務局からの要請のあった事項を行う。
- ハ) 班内において処理できる問題は班長が総括して行う。
- ニ) 総会に欠席する会員の委任状を取り纏め、総会当日 3 日前までに担当役員に提出すること。
- ホ) その他班長の役割及び業務は班長マニュアルを参照すること。

第 18 条 (班長の選出方法)

1. 班長は会員の意思を公平に反映するよう選出されなければならない。
2. 班長は各班より 1 名選出される。
任期は 4 月から 9 月、10 月から翌年の 3 月の 6 ヶ月とする。
3. 選出方法は各班で決定するものとする。

第 19 条 (班長会の運営その他)

班長会の招集は、会長又は役員会が必要と認めた時、又は班長の 1/3 が開催を請求した時に議題を明記して会長が招集する。

第 20 条 (管理業務の範囲)

本会は第 2 条の目的を達成するため次の各項に掲げる管理業務を行う。

1. 団地内の共有物の管理業務に関すること。
2. 共有物の改造、処分に関すること。
3. 当団地で利用する道路、共有地、共有施設（公園やごみネットボックスを含むごみステーションなど）の清掃及び除草、消毒、その他の管理。
4. 公租、公課に関すること。
5. 前各項の業務並びに自治会運営上必要な地方自治体、団体及び個人との折衝に関すること。
6. その他本会が必要と認めた業務に関すること。

第 21 条 (住宅建築時の規定)

本会は、住環境の維持及び向上並びに共同生活の円滑な運営を図るために次の項を設ける。

1. 本団地に住宅を建設する時は、建築基準法及び条例によらなければならない。

第 22 条 (勧告)

自治会は、本会員のために自治会区域の居住者が共同生活の秩序を著しく乱すと認めた時は役員会の議決を経て当該会員にたいして共同生活の秩序を保たせるよう勧告することが出来る。

第 23 条 (会計)

本会の会計は、会費その他の収入でまかない、本団地の管理のために要した必要経費を支払う。

第 24 条 (会計年度)

会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 25 条 (会計の収支状況)

本会は毎年度 1 回会計の収支状況を総会において報告する。

第 26 条 (帳簿等)

本会は時候の帳簿を揃える。

1. 会員名簿
2. 会計収支帳簿
3. 共有物台帳及び備品台帳
4. その他

第 27 条 (規約の改正)

本会の規約の改正は総会においてこれを行う。

第 28 条（規約の細則及び解釈）

会長は、本会の規約の施行につき、規約中必要な条項については役員会の承認を得て別に定めることが出来る。

また、本会の規約につき疑義が生じた場合は役員会の承認を得て決定し総会に報告する。

第 29 条（損害の賠償）

本会の資金及び財産に損害を与えた者は、役員会が認定した金額を弁償しなければならない。

第 30 条（専任職員）

1. 本会は、役員会の議決を経て事務局に専任職員を置くことが出来る。
2. 専任職員は役員会、班長会に出席することが出来る。

第 31 条（顧問）

1. 本会は、役員会の承認を得て顧問を置くことが出来る。
2. 顧問は学識者または本会役員経験者で自治会業務全般に亘って助言することが出来る。

第 32 条（専任組織）

1. 本会は、第 1 2 条 3 項に則り役員会の議決をもって本会の属する専任組織を常設もしくは臨時で置くことができる。本会と専任組織は、連携・協働して活動するものとし、本会は、その活動に対して本会は、支援を行うものとする。
2. 本会は、常設として防災、防犯、環境美化衛生の専任組織をおく。
3. 本会は、災害に備えて役員会と防災対策実行委員会が協働し、自主防災組織を結成する。自主防災組織は「亀が岡自主防災組織会則」に従い運営される。

第 33 条（防犯カメラ）

1. 防犯活動の一環として適所に防犯カメラを設置する。
2. 防犯カメラの運用管理は、役員会で承認された「亀が岡自治会防犯カメラ運用基準」に従う。
3. 防犯カメラ管理責任者は自治会長がその任に当たる。

付則 1. 〈活動費等支給規定〉

1. 役員に対し次の通り活動費を支給する。
 - ア) 会長、副会長、事務局長、副事務局長、会計役員、その他役員、顧問は月額 1,000 円
 - イ) 会計監査員は、年額 2,000 円
2. 役員の活動に伴う旅費は次による。
 - ア) 交通費は、実際に要した実費とする。
 - イ) 休暇を取得して活動した場合は日当を支給する
 - 1 日の場合： 1,000 円
 - 4 時間以上： 500 円

付則 2. 〈弔慰及び見舞いに関する内規〉

1. 会員等に対する弔慰は次による。
 - ア) 世帯主死亡の場合 5,000 円
 - イ) 世帯主の配偶者死亡の場合 5,000 円
 - ウ) その他の同居の親族死亡の場合 5,000 円
2. 火災により住居に損害があった場合 見舞金として 5,000 円
3. その他会として見舞い等の必要が生じた場合は役員会で措置し、事後班長会で承認を得るものとする。

付則 3. 〈亀が岡自治会諸団体活動費補助規定〉

第 1 条 (対象団体)

本規定で対象となる団体とは、亀が岡自治会会員により構成された同好会、クラブ又は、これに類するもので亀が岡自治会に届けがあった団体をいう。

第 2 条 (補助対象)

自治会の補助は、前条団体の一般活動に対する補助を対象とせず、当該団体の活動の内容が自治会の公式活動の一環として特別に認められるものに限り補助の対象とする。

第 3 条 (補助決定)

補助の可否決定は、第 1 条の対象団体から申請があったもののうち、必要と認められたものについて役員会に於いて個別に決定する。

第 4 条 (金額)

補助金額は 1 回につき 3,000 円を限度とする。但し、役員会で認められた場合においては、この限りではない。

付則 4. 〈会費徴収方法等規定〉

第 1 条 (自治会費徴収回数)

1. 自治会規約第 5 条の会費徴収は各年度 1 世帯当たり年額 3,600 円とする。

ただし、自治会費徴収は各期当初（上期 1,800 円、下期 1,800 円）2 回払いとする。

賛助会員については、年額 3,600 円以上とし、会費徴収は年度当初 1 回払いとする。

第 2 条 (会費徴収方法)

会計担当役員の指示により会費徴収を行うこと。

1. 上期、下期当初に各班長が集金する。賛助会員については年度当初に指定口座へ振り込むものとする。

第 3 条 (中途転入、中途転出者の会費徴収)

班長は転入・転出者届受理後速やかに担当役員に届を報告し、事務局に指示により集金、返金作業をすること。

1. 転入者については、転入届月日より換算し翌月より 300 円/月×残月数分（年度末）を集金する。

2. 転出者については、転出届月日より換算し翌月より 300 円/月×残月数分（年度末）を返金する。
3. 退会者については、返金しない。

付則 5.（施行期日）

1. 昭和 40 年 9 月 26 日に亀が岡自治会を設立し、同日よりこの規約を施行する。
2. この規約は昭和 42 年 4 月 1 日より一部改正する。
3. この規約は昭和 44 年 4 月 1 日より一部改正する。
4. この規約は昭和 50 年 4 月 1 日より一部改正する。
5. この規約は平成 2 年 4 月 1 日より一部改正する。
6. この規約は平成 21 年 4 月 1 日より一部改正する。
7. この規約は平成 25 年 4 月 14 日より一部改正する。
8. この規約は昭和 26 年 4 月 21 日より一部改正する。
9. この規約は平成 27 年 4 月 20 日より一部改正する。
10. この規約は令和 5 年 4 月 22 日より一部改正する。
11. この規約は令和 6 年 9 月 8 日より一部改正する。